

広島県・島根県観光連携協議会
令和元年度 広島県・島根県広域周遊観光プロモーション実施業務
公募型プロポーザル実施要領

この要領は、広島県・島根県観光連携協議会（以下「協議会」という。）が実施する「令和元年度 広島県・島根県広域周遊観光プロモーション実施業務」を委託するに当たり、公募型プロポーザルに付すことにより、提案を広く募集し、手続に必要な事項を定めるものである。

1 業務内容

- (1) 業務名
令和元年度 広島県・島根県広域周遊観光プロモーション実施業務
- (2) 業務の仕様等
公募型プロポーザル説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間
契約締結の日から令和2年3月31日まで
- (4) 履行場所
広島市中区基町10番52号
広島県・島根県観光連携協議会事務局
(広島県商工労働局観光課〔広島県庁東館3階〕)
- (5) 事業予算額
15,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 公募型プロポーザル参加資格

公募型プロポーザルへの参加（複数者の集まるグループも可）については、次に掲げる要件に全て該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 次に掲げる要件のいずれかを満たす者であること。
 - ア 広島県又は島根県内に本社、支社、営業所等を有する者であること。
 - イ 平成29年広島県告示第376号（平成30年から平成32年において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）によって「16A 広告・広報」の資格を認定されている者であること。
- (3) 本件調達の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、広島県及び島根県の指名除外を受けていない者であること。

3 公募型プロポーザル手続等

- (1) 公募型プロポーザル説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法
 - ア 交付場所
〒730-8511 広島市中区基町10番52号
広島県・島根県観光連携協議会事務局
(広島県商工労働局観光課国内プロモーショングループ〔広島県庁東館3階〕)
電話 (082) 513-3398(ダイヤルイン)
 - イ 交付期間

令和元年5月17日（金）から令和元年5月29日（水）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律〔昭和23年法律第178号〕に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、又は郵送により請求すること。ただし、郵送による請求の場合は、上記イの期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手を同封すること。

また、広島県及び島根県のホームページにも掲載する。

(2) 公募型プロポーザル参加資格の確認

ア 本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、公募型プロポーザル説明書に明記されている公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び必要な添付書類（以下「公募型プロポーザル参加資格確認申請書等」という。）を提出し、公募型プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、公募型プロポーザル参加資格に適合するとされた者に限り、公募型プロポーザルに参加することができる。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

令和元年5月29日（水） 午後5時

エ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成14年法律第99号〕第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち、これらに準ずるものに限る。）による。ただし、郵送等による場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 公募型プロポーザル参加資格の確認結果の通知

令和元年5月30日（木）までに通知する。

(3) 提案書の提出期限及び提出方法

ア 提出先

上記(1)アの場所

イ 提出期限

令和元年6月10日（月） 午後5時

ウ 提出方法

持参又は郵送等による。ただし、郵送等による場合は、上記イの期限までに必着することとする。

4 最優秀提案者の決定

(1) 審査方法

提案書評価基準に従い、「令和元年度 広島県・島根県広域周遊観光プロモーション実施業務公募型プロポーザル選考委員会」において審査し、最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。

(2) 提案書評価基準

評価項目については、「令和元年度 広島県・島根県広域周遊観光プロモーション実施業務提案書作成要領」に基づき記載した項目を対象に、評価を行う。

(3) 結果の通知

令和元年6月18日（火）までに、全ての提案書提出者に対し通知する。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の額を納付。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、広島県契約規則（昭和 39 年広島県規則第 32 号）第 4 条第 1 項又は島根県会計規則（昭和 39 年島根県規則第 22 号）第 69 条の 2 の規定に準じ、契約保証金の納付の必要がないと認められる場合は、その全部又は一部を免除する。

- (3) 公募型プロポーザル参加者に求められる義務

公募型プロポーザル参加者は、協議会から公募型プロポーザル参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (4) 契約書作成の要否

要

- (5) その他

公募型プロポーザル説明書による。

6 問い合わせ先

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号

広島県・島根県観光連携協議会事務局

（広島県商工労働局観光課国内プロモーショングループ〔広島県庁東館 3 階〕）

電話（082）513-3398（ダイヤルイン）

ファクシミリ：（082）223-2135

電子メール：syokankou@pref.hiroshima.lg.jp